

## 覆土の行政指導に至るまでの法的検証について

### □論点と主な経過

#### 1 論 点

##### (1) 産業廃棄物であるとの判断について

山砂利採取跡地に搬入された再生土(搬入量16万t/10t ダンプトラック約16,300台分)のうち、平成16年3月頃から同年6月末頃までの間に搬入された3事業者の事業地内の約3,000台分を産業廃棄物と判断。

##### (理 由)

- ① 報告徴収、立入検査で判明した物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思に基づき総合的に判断。
- ② 環境省に疑義照会を行ったところ、本府の判断でよいとの回答。

##### (2) 措置命令の発出について

産業廃棄物として判断した約3,000台分について、撤去の措置命令については発出できないと判断。

##### (理 由)

措置命令の発出要件は、生活環境保全上支障\*が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときであるが、以下の理由により、措置命令は発出できないと判断

- ① 搬入された再生土からは、土壤環境基準\*\*を超える有害物質が検出されなかったこと
- ② 搬入された再生土は堰堤等に施工されており、崩落のおそれはなく、広大な敷地内で、周辺に人家等はなく、通常人が立ち入ることもできないこと

##### <参 考>

\*生活環境保全上の支障：人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実的に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること

\*\*土壤環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

##### (3) 覆土の行政指導について

専門家の意見を踏まえ、搬入された約16,300台分全てについて高アルカリ対策としての覆土(厚さ1mの覆土と転圧)の措置を山砂利採取事業者に指導。

##### (理 由)

環境工学、土壌学、土木工学の専門家の「直ちには問題はないが、念のため、覆土の措置を行うことによって、アルカリの地下浸透を防止できる。」との意見を踏まえ、安全性に十分配慮して覆土を指導。

## 2 主な経過

時 期	主 体	概 要
H17. 6	京 都 府	平成16年3月から平成17年5月にかけて、城陽市山砂利採取跡地に再生土が搬入されたことが判明
H17. 6~H18. 1	京 都 府	廃棄物処理法に基づく山砂利採取事業者等への報告徴収、立入検査を実施
H17. 11~12	京 都 府	再生土が逆有償で搬入されていたことが判明 土質検査の結果判明 → 総じて泥状を呈していない 土壌検査の結果判明 → 基準を超える有害物質は検出されず ただし、高アルカリ
H18. 4. 3	環 境 省 ↓ 京 都 府	環境省から疑義照会の回答（京田辺市事案と同時期に搬入された、少なくとも3事業者の事業地内の約3,000台分は産業廃棄物と判断できる。）
H18. 4. 10	京 都 府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家からの意見聴取
H18. 5. 19	京 都 府	3事業者の事業地内の約3,000台分を産廃と判断した上で、日本興産（株）を廃棄物処理法違反（委託基準違反）で告発 併せて、搬入された全ての再生土について、覆土による安全対策を講じさせる旨表明
H18. 6. 20	城 陽 市	城陽市議会において、再生土の撤去を関係者に求める決議案が全会一致で可決 同決議文書を府に送付
H18. 12. 5	京 都 府	近畿砂利協同組合を通じて、各事業者からの覆土に係る施工計画書を受理
H19. 1. 15	城 陽 市	城陽市から京都府に、覆土の措置が妥当である旨回答
H19. 1. 11~18	京 都 府	各事業者に対する現地での施工計画の確認（城陽市立会）
H19. 2~3	京都府・城陽市	覆土の凍結、検証委員会の設置

## ○根拠法令等

### 〈廃棄物処理法〉（関係法令集1）

#### 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

#### 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物

#### 第19条の5（産業廃棄物に対する措置命令）

産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（～略～）は、必要な限度において、次に掲げる者（～略～）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

### 〈建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について〉（関係法令集4-4）

（平成17年7月25日付け環産廃発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

#### 第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

→ 総合判断説

#### 第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素（以下「有価物判断要素」という。）を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

##### 一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。

##### 二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

### 三 通常の取扱い形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。

### 四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

### 五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

## 〈行政処分<sup>1</sup>の指針について（通知）〉（関係法令集4－3）

（平成17年8月12日付け環産廃発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

### （2）生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ② このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実<sup>2</sup>に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること